

令和3年度綾川町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び綾川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年綾川町条例第29号）第4条の規定に基づき、令和3年度の綾川町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和4年10月31日

綾川町長 前田 武俊

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第15条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

職員数については、綾川町集中改革プラン及び綾川町行政改革大綱に基づき、平成19年から抑制を図ってきました。平成30年3月に状況の変化に対応するため綾川町定員適正化計画を策定し、引き続き定員適正化に取り組んでいます。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況

(単位：人、令和3年度)

区分	任用				退職		
	採用	昇任	降任	出向	定年	勸奨	自己都合 その他
一般行政職	4	20		3	5		2
技能労務職					1		
その他	4	4			2	2	14
計	8	24		3	8	2	16

(2) 採用試験の実施状況

(令和3年度)

種類	区分	内容	職種等
競争試験	上級（大学卒業程度）	1次試験 筆記試験	一般行政 土木・建築
	中級（短大卒業程度）	2次試験 口述試験 集団討論試験 実技試験	保育教諭 保健師 看護師
	初級（高校卒業程度）		一般行政（障害者） 土木・建築
選考		面接試験	再任用

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

(3) 採用者数

(単位：人、令和3年度)

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級（大学卒程度）	一般行政 土木・建築	40 0	4 0
	中級（短大卒程度）	保育教諭 保健師	10 9	3 1
	初級（高校卒程度）	土木・建築 一般行政（障害者）	0 6	0 0
選考		医師		
		再任用職員		2

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

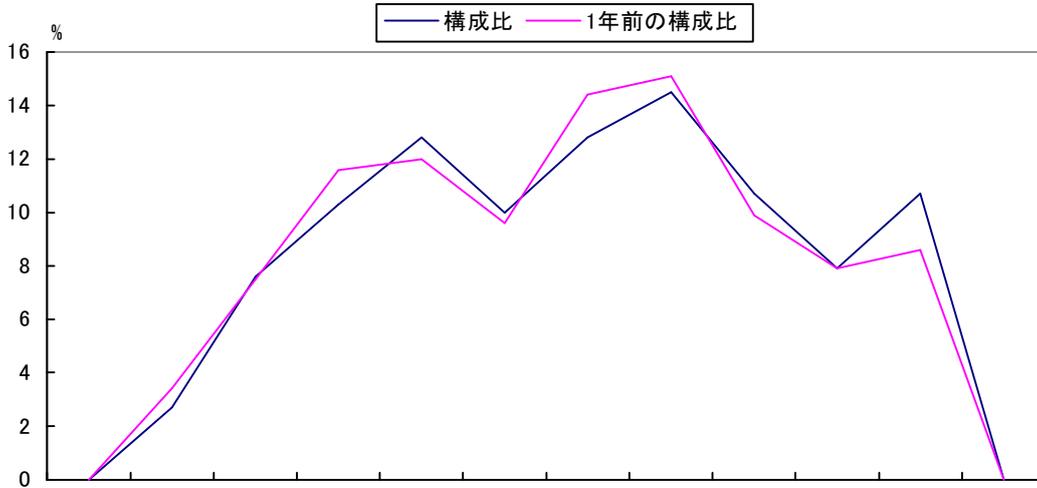
(単位：人、各年4月1日現在)

	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	部門		令和3年	令和2年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		
		総務企画	24	25	▲1	職員の復職
		税務	8	8		
		民生	66	65	1	子育て部門の増員
		衛生	6	5	1	採用
労働						
農林水産		11	11			
商工	2	2				
土木	9	8	1	職員の出向		
	小計	129	127	2	<参考> 人口1万人当たり職員数54.17人 (類似団体の1万人当たり職員数51.74人)	
	教育部門	20	20			
	消防部門					
	小計	149	147	2	<参考> 人口1万人当たり職員数62.57人 (類似団体の1万人当たり職員数65.84人)	
公営企業等会計部門	病院	82	85	▲3	退職不補充	
	水道	8	8			
	下水道	1	1			
	その他	50	51	▲1	退職不補充	
	小計	141	145	▲4		
合計		290 [349]	292 [349]	▲2 []	<参考> 人口1万人当たり職員数121.8人	

(注) 1 職員数は各年における定員管理調査において報告した一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	8人	22人	30人	37人	29人	37人	42人	31人	23人	31人	0人	290人

(3) 職員数の推移（単位：人・%）

部門別	年度							過去5年間の増減数（率）
	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年		
一般行政	127	132	129	133	127	129	2 (1.6%)	
教育	17	17	16	14	20	20	3 (17.6%)	
普通会計計	144	149	145	147	147	149	5 (3.5%)	
公営企業会計計	149	148	150	147	145	141	▲8 (▲5.4%)	
総合計	293	297	295	294	292	290	▲3 (1.0%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

II 職員の人事評価に関すること

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければなりません（地方公務員法第6条第1項、第23条の2第1項、第23条の3）。

(1) 人事評価制度の概要

評価の目的	人材育成、能力開発を目的とする。		
評価方法	年1回、職員の業務遂行について、目標をたてて一次評価者と面談を実施して業績評価を行い、また勤務成績について能力の評価を行なう。		
評価者		(一次評価者)	(二次評価者)
	一般行政職（課長級）等	副町長等	町長
	一般行政職（課長級以下）	課長	副町長等
	こども園の長	課長	
	こども園の職員	園長	課長
	医療職（院長・所長）	副町長	
	医療職（院長・所長以外）	院長・所長	副町長
	看護師・介護福祉士	所轄の監督者	施設長等
	技能職	所轄の監督者	課長等
対象職員	全職員		

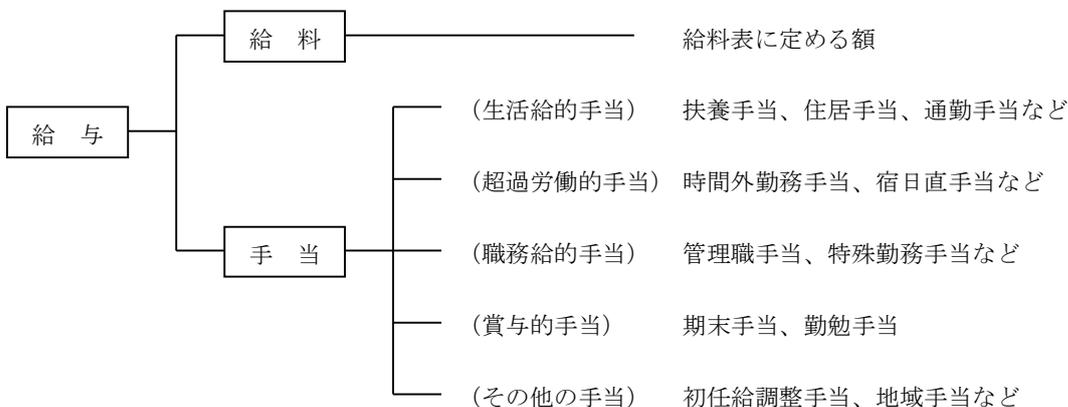
(2) 人事評価結果の活用

区分	具体的内容
人材育成	目標の設定や自己評価、さらに期首・期末面談を実施して助言・指導などをおして、上司とのコミュニケーションを図り、職員をバックアップすることにより人材育成につないでいく。

Ⅲ 職員の給与に関すること

職員（技能労務職職員及び企業職職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第1項、第2項、第5項）。

◎ 綾川町職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の 人件費率
令和3年度	23,812 人	10,659,785 千円	662,803 千円	1,990,527 千円	18.7 %	13.8 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

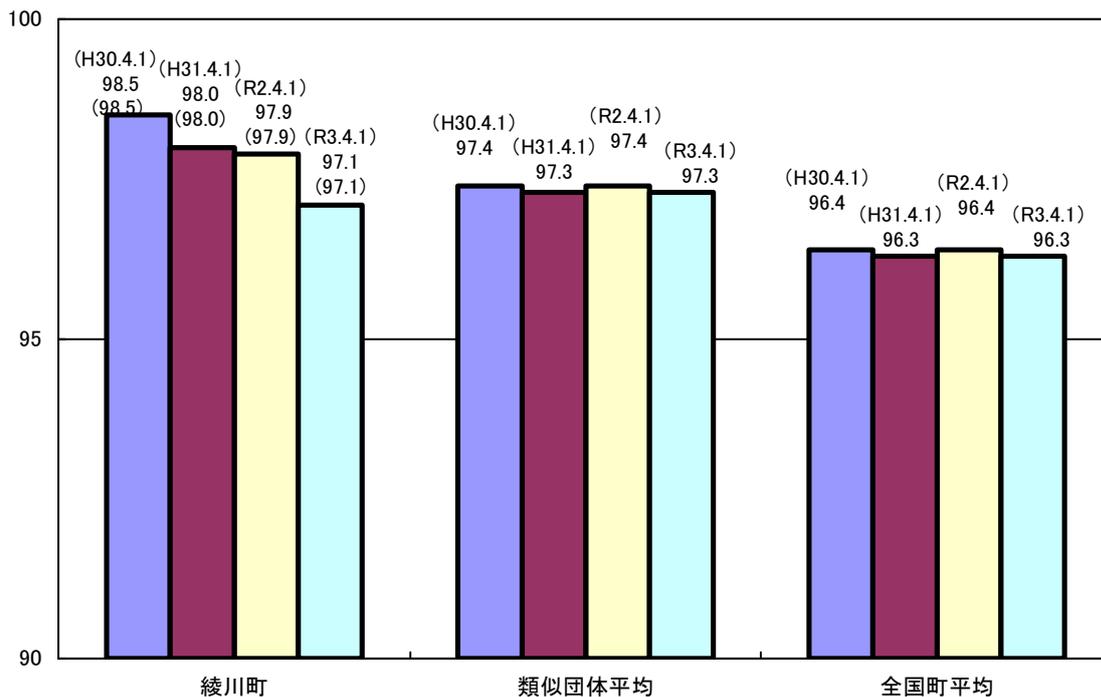
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	149 人	560,915 千円	111,222 千円	214,055 千円	913,192 千円	6,128 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

給料表の改定実施時期 平成27年4月1日

内容 一般行政職の給料表について、国と同様に改正。激変緩和のため3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直し。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
綾川町	42.3歳	314,500円	339,170円
香川県	43.3歳	325,600円	347,777円
国	43.0歳	325,827円	407,153円
類似団体	41.3歳	304,463円	338,405円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
綾川町	58.7歳	339,100円	339,100円
香川県	53.6歳	314,023円	328,355円
国	50.9歳	286,947円	328,603円
類似団体	51.5歳	296,210円	314,351円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同様のベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		綾 川 町	香 川 県	国
一般行政職	大学卒	188,700円	188,700円	182,200円
	高校卒	154,900円	154,900円	150,600円
技能労務職	短大卒	168,900円	—	—
	高校卒	154,900円	143,800円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

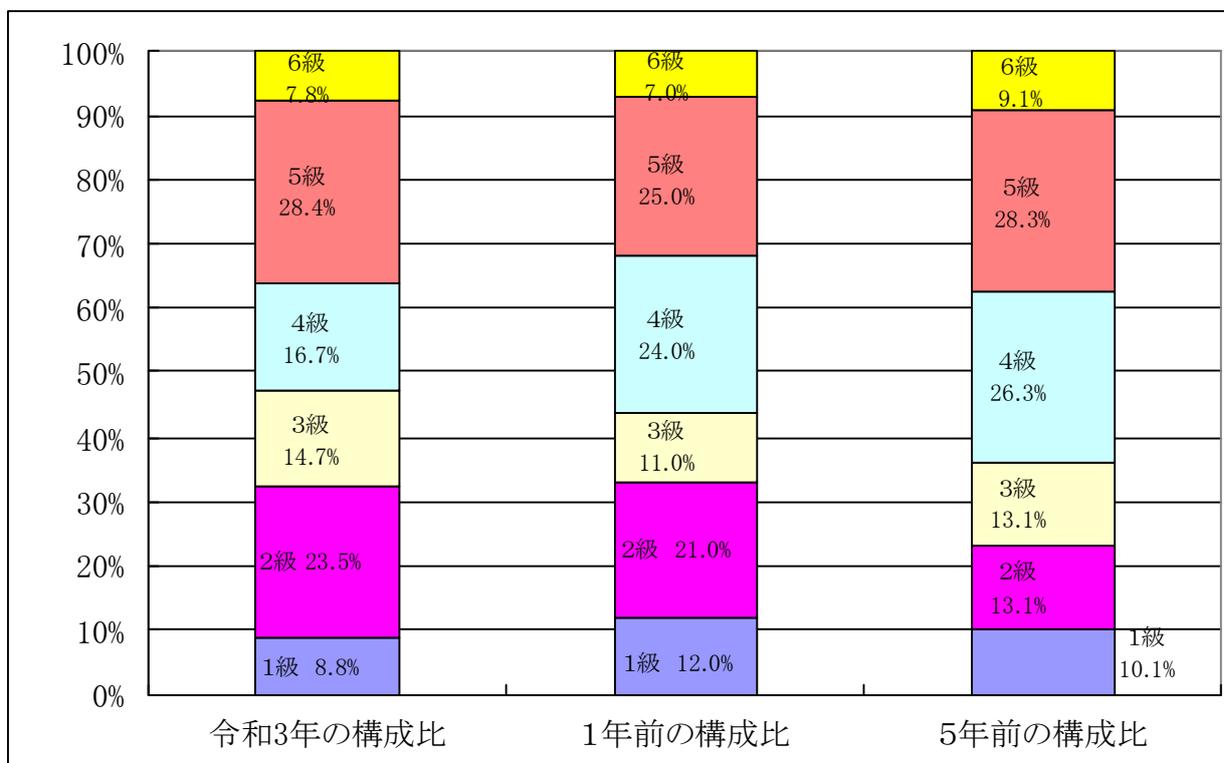
区 分		経験年数7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一般行政職	大学卒	238,400円	271,500円	313,400円
	高校卒	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

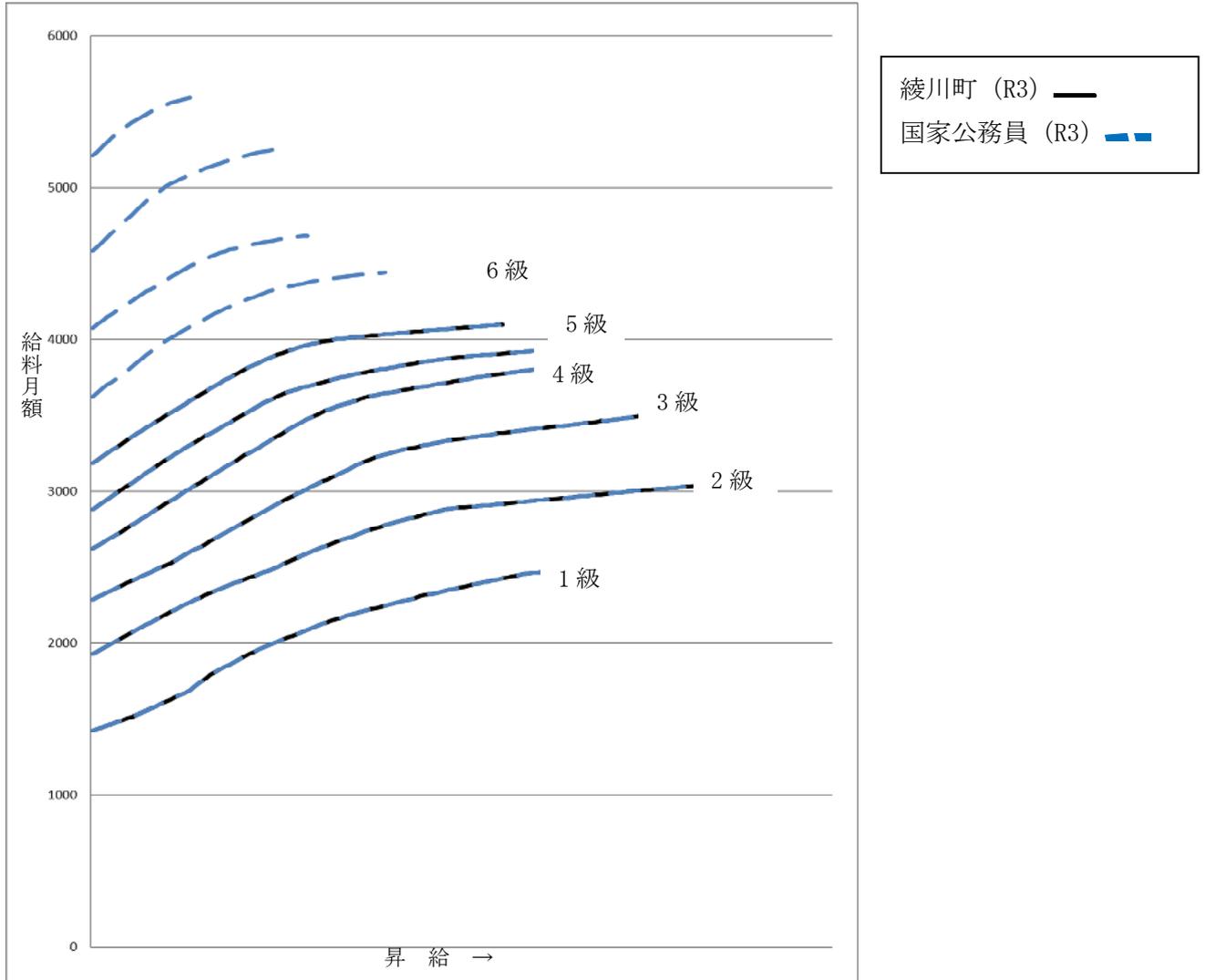
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	主事	9 人	8.8 %	146,100 円	247,600 円
2 級	主任主事	24 人	23.5 %	195,500 円	304,200 円
3 級	主査	15 人	14.7 %	231,500 円	350,000 円
4 級	課長補佐・主査	17 人	16.7 %	264,200 円	381,000 円
5 級	課長・課長補佐・副主幹	29 人	28.4 %	289,700 円	395,000 円
6 級	課長	8 人	7.8 %	319,200 円	410,200 円

- (注) 1 綾川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 各年4月1日現在

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日までにける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	令和4年度	令和4年度	令和4年度	令和4年度

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

綾 川 町	香 川 県	国
1人あたり平均支給額 (令和3年度) 1,437千円	1人あたり平均支給額 (令和3年度) 1,650千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分 (※2.40月分)	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算5%~20% 管理職加算10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算5%~20% 管理職加算10%~25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 (※)内はフルタイム(パートタイム)会計年度任用職員の支給割合であり、上記1人あたり平均支給額の算定には含まれていない。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	令和4年度	令和4年度	令和4年度	令和4年度

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

綾川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例（2%～20%加算）			・定年前早期退職特例（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額		8,853千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算見込み）		10,116千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）		532千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の支給率
医師の特例	16%	9人	16%
高松市	6%	10人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			97.1 (97.1)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）/（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算見込み）		1,097千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）		26千円	
手当の種類（手当数）		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務職員徴収手当	税務職員	町税の徴収に関する事務に従事した場合	1回700円
衛生業務手当	一般行政職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護、その他これらの者に直接接する作業 若しくは感染症病原体の付着の危険がある物件の処理作業若しくは感染症病原体を有する家畜若しくは感染症病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した場合	1回1,000円 ※新型コロナウイルス感染症特例 1日3,000円又は4,000円

医療業務手当	医師	病院及び診療所に勤務する医師に対して	月額50,000円
往診手当	医師	往診の業務に従事した医師に対して	時間内 往診料の10% 時間外 往診料の50%
地域医療業務手当	医師	病院長、診療所長に対して	月額50,000円
放射線取扱手当	放射線技師	病院及び診療所に勤務する放射線技師に対して	月額5,000円
有害物等取扱手当	病院等職員（医師、放射線技師以外）	エックス線その他放射線を人体に対して照射する業務に従事した場合	日額250円
夜間看護手当	看護師	正規の勤務の一部または全部が深夜（午後10時～午前5時）に行われる場合	1回6,800円
待機手当	看護師	訪問看護ステーションに勤務し正規の勤務時間以外に利用者からの緊急連絡に対処するため、自宅等で待機の態勢を命ぜられた者	月額5,000円
夜間介護手当	介護福祉士	正規の勤務の一部または全部が深夜（午後10時～午前5時）に行われる場合	1回5,000円
休日待機手当	香川県広域水道企業団に派遣された職員	週休日及び休日に緊急連絡に対処するため、自宅等で待機の体制を命ぜられた職員	1日4,200円
非常招集手当	香川県広域水道企業団に派遣された職員	正規の勤務時間以外に緊急用務処理のため招集に応じその業務に従事した職員	1回2,000円

（注） 特殊勤務手当の支給実績等については普通会計決算ベースによる。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算見込み）	54,526 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算見込み）	376 千円
支給実績（令和2年度決算）	30,958 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	264 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）である。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

区 分	摘 要	綾川町	国
扶養手当	・配偶者	6,500 円	6,500 円
	・子	10,000 円	10,000 円
	・配偶者以外の扶養親族 1人につき	6,500 円	6,500 円
	・特定期間の加算	5,000 円	5,000 円
住居手当	・借家、借間居住者 (最高支給限度額)	27,000 円	28,000 円
通勤手当	・交通機関利用者	運賃等相当額	運賃等相当額 (上限額55,000円)
	・交通用具使用者	使用距離区分に応じ、 2,700円(片道2km～) から最高30,700円	使用距離区分に応じ、 2,000円(片道2km～)か ら最高31,600円
管理職手当	・管理又は監督の地位にあ る職員	職員の職責区分に応じ 70,000円～ 34,000円	職員の職責区分に応じ 139,000円～ 46,300円
宿日直手当	・一般行政職	4,400 円	4,400 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分		給料月額	期末手当支給率 (令和3年度)	
給 料	町 長	809,000 円	6月期	1.45 月分
	副 長	590,000 円	12月期	1.30 月分
	教 育 長	536,000 円	合 計	2.75 月分
報 酬	議 長	371,000 円	6月期	1.45 月分
	副 長	322,000 円	12月期	1.30 月分
	議 員	302,000 円	合 計	2.75 月分
退職 手当	町 長 副 長 教 育 長	(算定方式) 退職日における給料月額×勤 続期間月数(48月を越えるとき は48月)×支給割合(町長36.5 ・副町長22.0・教育長16.5)	(支給時期) 退職した日から起算して1ヵ月 以内	

			を経過する日までの期間	
看護のための休暇	父母・配偶者・子の看護をする場合、又中学校就学前の子を介助する場合		一の年において5日以内 (子が2人以上の場合は10日以内)	有給
要介護者介護のための休暇	要介護者の介護をする場合		一の年において5日以内 (要介護者が2人以上の場合は10日以内)	有給
健康管理休暇	女性職員が生理日において著しく職務困難な場合		2日を越えない範囲内	有給
忌引き	職員の親族がなくなった場合		各親族に応じた日数 最長7日	有給
夏季休暇	夏季における心身の維持及び健康増進のため		1の年の6月から10月までの期間内に5日	有給
育児時間	3歳に満たない子を養育する職員		1日2回30分以内で、保育に必要とされる時間	有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合		介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回をこえず、かつ、通算して6月を越えない範囲内	無給
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合		連続する3年の期間内において1日につき2時間以内	無給

V 職員の休業に関すること

休業制度

(令和3年4月1日現在)

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
育児部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	
自己啓発等休業	職員が、公務に関する能力の向上を目的として、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合	大学等課程の履修のための休業にあつては2年、国際貢献活動のための休業にあつては3年	無給
修学部分休業	職員が修学を希望する場合	1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内	無給

VI 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができますとされています（同法第29条）。

1 分限処分の状況

(令和3年度)

内容	人数	事案の概要
休職	2	心身の故障

(注) 休職処分者の場合は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況

(令和3年度)

処分日	内容	人数	事案の概要
R3. 11. 29	減給 1/10 6か月	1	不適切な事務処理等
R4. 1. 7	停職 6か月	1	欠勤等職務怠慢

(参考)

懲戒処分の公表基準の概要（令和3年4月1日現在）

公表対象	法第29条第1項の規定による懲戒処分、法第28条第2項第2号の規定による分限休職処分、懲戒処分を受けた職員の管理監督責任を問う訓告・嚴重注意等及び前記以外の訓告、嚴重注意等であって、それらの対象となった職員の行為の社会に及ぼす影響等から公表する必要があると認められるもの。
公表内容	懲戒処分等を行った年月日、内容、所属(課)名、職位、年齢層、懲戒処分等に至った事案の概要。(行為の内容が故意又は重大な過失による事件、事故で、社会的な影響が極めて大きいと判断される場合は前記に加え年齢及び氏名)
公表の例外	懲戒処分等の対象となった職員の行為に係る被害者等が公表しないことを求めている場合であって、その必要があると認められるとき及び公表することにより懲戒処分等の対象となった職員の行為に係る被害者等が特定されるおそれがある等の場合であって、被害者等に配慮する必要があると認められるとき。
公表時期	適宜
公表方法	町のホームページへの記載、報道機関への資料提供等

VII 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第30条）。

この服務の基本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています（同法第32条第38条）。

営利企業等従事許可の状況

（令和3年度）

内容	件数
商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	-
自ら営利企業を営むことの許可	-
報酬を得て事業または事務に従事することの許可	-

VIII 職員の退職管理に関すること

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約や処分（再就職先及びその子法人に対するものに限る。）に関して、離職後2年間働きかけが禁止されています。なお、離職前5年より前に課長級以上の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後2年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています（地方公務員法第38条の2第1項、第4項、第5項、第8項）。

地方公共団体は、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとされており、次のとおり取り組んでいます（同法第38条の6第1項）。

（1）再就職情報の届出

課長級以上の職員であった者は、離職後2年間のうちに再就職した場合、離職時の任命権者に対し再就職情報を届出することとしています。

（2）職員（課長級以上）の再就職の状況（令和3年度）

退職者数	うち再就職者数			
	特別職	再任用職員	民間企業	町関連施設
3人	0人	2人	0人	0人

Ⅸ 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

1 職員の研修

(令和3年度)

区分		研修先等	対象者	修了者数(人)
階層別研修	初任者研修	香川縣市町村職員 研修センター	新規採用職員	5
	一般職員研修		主任級職員	6
	係長級(主査等)		主査級職員	7
	係長級(監督者)		主査級職員	1
能力開発研修	条例の作り方講座(新旧対照表方式)		主任級職員	2
	ロジカル・シンキング(論理的思考)講座		主査級職員	1
	エビデンスベース(EBPM)政策形成講座		主査級職員	2
	タイムマネジメント講座		主任級職員	1
	法令・条例の読み方講座		主査級職員	1
	条例の作り方講座(改め文方式)		主査級職員	1
	統計を政策に生かすための基礎講座		主査級職員	1
	分権時代の実践政策法務講座		主査級職員	1
	基礎から学ぶ地方自治法講座		主任級職員	1
	クレーム対応講座	主査級・主任級職員	2	
	ヘビー・クレーム対応講座	課長補佐級・主査級職員	2	
	パソコンスキルアップ研修(Access)	看護師	2	
	瀬戸・高松広域定住自立圏交流研修	一般職員第Ⅱ部研修(業務改善)	高松市	主任級職員
係長職員研修		主査級職員		1
自主研修	—	—	—	—

X 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は一般財団法人香川縣市町村職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況

（令和3年4月1日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◎安全衛生管理体制の整備 ◎職員健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ○定期健康診断 令和3年度受診者数 397人（臨時職員含） ○人間ドック 令和3年度受診者数 202人 ◎健康管理講習会 <ul style="list-style-type: none"> ○メンタルヘルス講習会（管理職向） 14人 ○メンタルヘルス講習会（一般職員向） 中止 ◎ストレスチェック及び面接指導の実施 受検者数 604名（臨時職員含） ◎その他 職場の分煙対策など
香川縣市町村職員共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 <ul style="list-style-type: none"> ○保健給付＝療養給付、入院時食事療養費、家族療養費、高額療養費など ○休業給付＝傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付＝弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金など ◎長期給付＝退職したときや在職中の病気やケガがもとで障害の状態になったとき、あるいは不幸にして死亡したときに老後の生活や残された家族の生活を支援するための給付 <ul style="list-style-type: none"> ○退職給付＝組合員期間が1カ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（生年月日により、65歳未満で受給できる特例あり） ○障害給付＝組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族給付＝組合員または組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 ◎福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業 <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業＝健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など ○宿泊事業＝共済組合直営施設の利用助成 ○貯金事業＝普通貯金の受入れ ○貸付事業＝普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など

香川県市町村 職員互助会	会員掛金 1,000 円/月 町負担金 1,000 円/月 公費負担率 50% 補助対象事業 短期人間ドック等補助金、家庭用常備薬等の斡旋・助成、インフルエンザ予防 接種助成、入学・結婚・銀婚祝金など
-----------------	---

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況

(単位：件、令和 3 年度)

公務災害	通勤災害	計
2	0	2

X I 公平委員会の業務に関すること

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは不服申立てをすることができます（同第 49 条の 2 第 1 項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（ なお、綾川町では地方公務員法第 7 条第 4 項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。 ）

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	令和 3 年度末 継続件数	令和 3 年度内 要求件数	令和 3 年度内 処理件数	令和 3 年度末 継続件数
給 与				
旅 費				
勤務時間				
休 暇				
そ の 他				
計	0	0	0	0

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

申立の内容	令和 3 年度末 継続件数	令和 3 年度内 申立件数	令和 3 年度内 処理件数	令和 3 年度末 継続件数
分 限 処 分	降 給			
	降 任			
	休 職			
	免 職			
懲 戒 処 分	戒 告			
	減 給			
	停 職			
	免 職			
そ の 他				
計	0	0	0	0